

投票日に投票に行くことができない方は… 期日前投票所をご利用ください！

- 投票日に仕事や旅行などで投票に行くことができない場合は、期日前投票ができます。
- 入場券裏面の「宣誓書」をあらかじめ記入し、都合のよい期日前投票所にお越しください。**
- 期日前投票は、お住まいの地域に関係なくどこの投票所でも投票することが可能です。

※ 以下のとおり **投票所によって期日前投票の開始日が異なります。**ご注意ください。

【役場本庁】

□投票期間 令和7年7月**4日(金)**～7月19日(土)
8時30分から20時まで

【水上・新治支所】

□投票期間 令和7年7月**14日(月)**～7月19日(土)
8時30分から20時まで

●選挙当日 令和7年7月20日 (日)

→選挙当日は、入場券に記載してある決められた投票所で投票してください。

期日前投票所への無料送迎の実施について

- 期日前投票期間において、選挙人に対する移動支援のため無料送迎を以下のとおり実施いたします。
是非、ご利用ください。

- ・ 実施日 令和7年7月16日(水)～19日(土) の4日間
- ・ 実施時間 各日9時から18時まで
- ・ 運行区間 希望者自宅～期日前投票所
- ・ 予約方法 実施日の3日前までに三浦観光(25-4910)にご連絡ください。
- ・ 受付時間 各日10時から17時まで
- ・ 対象者 期日前投票を希望する方
- ・ 利用料金 無料 (要予約)

※原則、ご自宅から期日前投票所までの送迎といたします。
商業施設や医療施設等への乗降は承りません。

※受付時に希望日・希望時間(午前か午後)をお伝えください。
配車等の調整を行い、送迎時間を前日にご連絡いたします。
なお、完全予約制のため、ご希望に添えない場合がございます。ご了承ください。

※選挙当日(7/20)の送迎は実施いたしません。

その他、ご不明な点等ございましたら、みなかみ町選挙管理委員会(62-2111 内線320)までご連絡ください。